

トピックス

- 中国「内巻き競争」対策に関し、張国棟弁護士が JETRO の取材に応える
- 金誠同達、2026 年度チャンバーズ大中華区法律大賞「年間クライアントサービス賞」を受賞

法令速報

- 国務院、産業チェーン・サプライチェーンの安全保障に関する規定を公布
- 最高人民法院、最高人民検察院、汚職・賄賂刑事案件の法律適用に関する解釈(二)を發布
- 国務院、「反外国不当域外管轄条例」を公布
- 最高人民法院、知的財産権侵害民事紛争事件における懲罰的賠償の適用

弁護士コラム

- 多国籍企業の視点から見た直近の中国国務院の反制裁関係新法 2 件 その 2:「反外国不当域外管轄条例」の重要条項の解説及び企業対応策の提言

中国「内巻き競争」対策に関し、張国棟弁護士が JETRO の取材に応える

中国は世界一の製造業大国であり、世界で最も完全かつ最大規模の工業体系と強大な生産能力を有していますが、一方で中国企業の過当競争問題も極めて深刻です。中国における過当競争は「内巻き競争」とも呼ばれています。中国の内巻き競争は近年一層の激化を見せ、生産過剰、企業利益の縮小、雇用率の低下など、さまざまな経済的・社会的問題を引き起こしています。内巻き競争の激化を抑制するため、中国政府は各種対策を講じ始めています。2025 年 6 月 1 日に施行された「中小企業代金支払保障条例」もその一つです。

2025 年 9 月、北京金誠同達法律事務所のシニアパートナーである張国棟弁護士は、JETRO(日本貿易振興機構)の取材に応じ、「中小企業代金支払保障条例」の理解と運用に関するコメントを提供しました。JETRO は、現地弁護士や専門家へのヒアリング内容も踏まえつつ、反内巻き競争対策実施の難しさ、展望、内巻の中で挑戦を強いられる日本企業が講じ得る対応策についてまとめました(詳細は <https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2025/1201/3973804b3d9e9a0a.html> をご参照ください)。

金誠同達、2026 年度チャンバーズ大中華区法律大賞「年間クライアントサービス賞」を受賞

2026 年 5 月 15 日、国際的に権威ある法律格付け機関であるチャンバーズ・アンド・パートナーズ (Chambers and Partners) が授賞式を開催し、2026 年度チャンバーズ大中華区法律大賞 (中国法律事務所部門) (Chambers Greater China Region (PRC Firms) Awards 2026) の最終受賞リストを発表しました。金誠同達は、卓越したサービス品質と優れたクライアント評価をもちまして、年間クライアントサービス賞 (Client Service Award of the Year) を受賞しました。

今回の栄誉は、チャンバーズによる金誠同達の専門的サービスに対する高い評価であると同時に、多数のクライアントの長期にわたる信頼と支援の証でもございます。金誠同達は一貫してクライアントの立場に立ち、特定の業務レベルにおいて高水準のサービスを提供するにとどまらず、リソースの統合に長じ、複雑なビジネス活動に対しまして総合的かつ革新的な解決を提供しております。この栄誉は、私どもと共に歩んでくださいますすべてのクライアントに属するものです。今後も引き続き卓越したサービスによって信頼にお応えし、ともに価値を創造してまいります。

国務院、産業チェーン・サプライチェーンの安全保障に関する規定を公布

2026 年 4 月 7 日、国務院は「産業チェーン・サプライチェーンの安全保障に関する国務院の規定」(以下「本規定」という)を公布し、公布の日から施行とした。

本規定に基づき、外国の組織又は個人が正常な市場取引の原則に違反し、中国の国民又は組織との正常な取引を中断し、差別的措置を採る又はその他の行為を実施し、中国の産業チェーン・サプライチェーンの安全に対して実質的な損害を与え、又は実質的な損害の脅威を生じさせる場合、国務院の関係省庁は産業チェーン・サプライチェーン安全保障調査を実施する権限を有する。

調査結果に基づき、国務院の関係省庁は、外国の組織又は個人に対して、以下の措置を講じることができる。

- ① 中国との輸出入活動の禁止または制限
- ② 中国国内での投資の禁止または制限
- ③ 中国国内の組織・個人との取引・協力等の活動の禁止または制限
- ④ 関係者・交通運送手段等の中国入国禁止または制限
- ⑤ 関係者の中国国内での就労・滞在・在留資格の取消しまたは制限

これらの措置は、外国の組織または個人が実質的に支配し、またはその設立・運営に参加している組織に対しても適用することができる。

(出典: https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content_7064837.htm)

最高人民法院、最高人民検察院、**汚職・賄賂刑事事件の法律適用に関する解釈(二)を発布**

2026 年 4 月 10 日、最高人民法院及び最高人民検察院は共同で「汚職・賄賂刑事事件の取り扱いにおける法律適用に関する若干の問題の解釈(二)」(以下「本解釈」という)を発布し、5 月 1 日より施行とした。本解釈の主な内容は以下のとおりである。

1、単位収賄罪、単位賄賂罪等の有罪・量刑基準を一層明確化し、斡旋収賄、賄賂仲介、公金流用等の認定ルールを整備し、特定財物の真贋鑑定及び価格認定ルールを充実させ、期待収益型収賄の金額認定ルールを細分化し、新たな形態の隠蔽的汚職に対する取り締まりを法に基づき強化する。

2、非国家工作人員収賄罪、対非国家工作人員贈賄罪、職務横領罪、資金流用罪の有罪・量刑基準を、それぞれ収賄罪、贈賄罪（単位賄賂罪）、汚職罪、公金流用罪の有罪・量刑基準を準用することを明確化し、各所有制の企業に対する法に基づく平等な保護を徹底する。

3、積極的な贓物返還の認定規則を整備し、犯罪者による積極的な贓物返還を奨励し、損害結果の発生を回避・軽減する。違法所得の追徴ルールを整備し、違法所得の追徴を強化する。

（出典：<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/497181.html>）

国務院、「反外国不当域外管轄条例」を公布

2026 年 4 月 13 日、国務院は「中華人民共和国反外国不当域外管轄条例」（以下「本条例」という）を公布し、公布の日から施行とした。

本条例によれば、国務院法治担当省庁（司法部）は他の関係機関と共同で、外国による不当な域外管轄措置の識別業務を行う。識別の結果、当該措置が外国の不当域外管轄措置に該当すると認められた場合、国務院担当省庁はこれを公告することができる。

いかなる組織、個人も、外国の不当域外管轄措置を実行し、又はその実行に協力してはならない。外国の不当域外管轄措置を実行し、又はその実行に協力することにより、中国の国民、組織の合法的權益を侵害した場合、当該中国の国民、組織は法に基づき裁判所に訴訟を提起し、侵害の停止及び損害賠償を求めることができる。

国務院法治担当省庁は、外国の不当域外管轄措置を実行し、又はその実行に協力する組織、個人に対し、外国の不当域外管轄措置の実行を禁止する決定（以下「実行禁止令」という）を下すことができる。関係する組織、個人は実行禁止令を遵守しなければならない。実行禁止令に違反した場合、国務院の関係省庁は是正を命じ、政府調達、入札募集及び関係貨物・技術の輸出入又は国際サービス貿易等活動の禁止又は制限、中国国外からのデータ・個人情報の受領又は中国国外へのデータ・個人情報の提供の禁止又は制限、中国出入国及び中国国内における滞在・在留の禁止又は制限、罰金の科処等の措置を講じることができる。

（出典：https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content_7065398.htm）

最高人民法院、知的財産権侵害民事紛争事件における懲罰的賠償の適用

に関する解釈を发表

2026 年 4 月 20 日、最高人民法院は「知的財産権侵害民事紛争事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する若干の問題の解釈」（以下「本解釈」という）を發布し、2026 年 5 月 1 日より施行とした。本解釈のうち、企業が注目すべき内容は主に以下のとおりである。

1、知的財産権民事訴訟において、原告は原則として第一審の口頭弁論終結前までに懲罰的賠償の請求を提出しなければならない。

2、法律に別段の定めがある場合を除き、不正競争行為に関して、原告は、被告が故意をもって営業秘密侵害行為を実施した場合に限り、懲罰的賠償を請求することができる。

3、被告の違法所得又は侵害による利得を懲罰的賠償の計算の基礎とする場合、営業利益を準用して確定することができる。被告が知的財産権の侵害を業としている場合、売上利益を準用して計算することができる。利益率が確定できない場合、統計当局、業界団体等が公表した同時期・同業界の平均利益率又は権利者の利益率を準用して計算することができる。

(出典：<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/497911.html>)

多国籍企業の視点から見た直近の中国国務院の反制裁関係新法 2 件

その 2: 「反外国不当域外管轄条例」の重要条項の解説及び企業対応策の提言

弁護士 楊諾

近年、世界の技術競争は一層激化している。「ロングアーム管轄」や一方的制裁などによる多国籍企業のサプライチェーンへのインパクトがますます増大している。2026 年 4 月、中国では反制裁に関する二つの重要な行政法規(日本の政令に相当するもの)が相次いで公布され、社会の広い関心を集めた。そのうち、一つは「産業チェーン・サプライチェーンの安全保障に関する国務院の規定」¹(国務院令第 834 号、以下「規定」という)、もう一つは「中華人民共和国反外国不当域外管轄条例」²(国務院令第 835 号、以下「条例」という)である。両法規の策定は、中国がサプライチェーンの安全保障および「ロングアーム管轄」対抗の分野において、「識別—遮断—対抗—救済」からなる一貫した制度設計が構築され、中国における多国籍企業の事業活動に深い影響を与えると見られている。

本シリーズでは、多国籍企業の実務の視点から、両法規の重要条項および協同のロジックを詳細に分析し、重要なリスクを特定するとともに、実行可能なコンプライアンス対応策を検討する。本稿は本シリーズの第 2 弾として、「中華人民共和国反外国不当域外管轄条例」の重要条項を解説した上で、多国籍企業の対応策について提言する予定である。

一、「条例」の核心条項の分析

(一) 第 4 条: 中国の域外管轄権の宣示と「適切な関連」基準

「条例」第 4 条は、中国政府が「中国と適切な関連性を有する行為」に対して域外管轄措置を講じる権限を有することを規定する。中国に生産拠点、研究開発センター、販売ネットワークを有する多国籍企業にとって、そのグローバルな事業活動はほぼ不可避免的に中国との「適切な関連性」を有する。例えば、製品またはサービスが中国の原材料・技術に関係する場合、取引当事者の一方が中国のエンティティである場合、取引の対象物または関連データが中国国内に位置する場合、または当該取引が中国市場や中国のサプライチェーンに実質的影響を与える場合などが挙げられる。これらはいずれも中国政府による管轄権主張の発動要件となり得る。

同条第 2 項は、外国国家が中国の管轄権の対象である同一の行為について管轄権を主張する場合、国際

¹ https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content_7064837.htm

² https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content_7065398.htm

法および国際関係の基本原則を遵守する前提で、「条約の締結、外交ルートまたは管轄当局間の協議等を通じて解決する」と規定する。これは、中国と米国、日本などが同一の行為について管轄権を競合的に主張する場合、外交または管轄当局の協議により解決することを意味し、多国籍企業が複数法域の法的衝突に直面する場合の一定の緩衝の余地を提供する。ただし、協議が成立するまでの間、企業は中国法および本「条例」に従う必要があり、中国法に違反するおそれのある外国の指令を独自に実行してはならない。総じて、第 4 条は宣示的意義が強いとはいえ、後続の第 6 条(識別基準)および第 8 条(悪意のあるエンティティリスト)等の制度適用の原則的根拠を提供する。

(二) 第 6 条: 不当な域外管轄措置の識別メカニズムと実行禁止義務

「条例」第 6 条は、不当な域外管轄の識別メカニズムを中心とする。条文によれば、国務院の法治担当省庁は関係機関と共同で識別業務を実施し、その過程において調査や協議を行うことができる。また、いかなる組織および個人も、国務院の法治担当省庁または関係機関に対して識別の提案を行う権利を有する。さらに、本条は識別における判断基準を明確にしている。すなわち、①当該域外管轄措置が国際法および国際関係の基本原則への違反の有無、②当該措置と当該外国との間の適切な関連性の有無、③当該措置が中国の主権、安全および発展利益への危害の有無、中国の国民・組織の合法的権益への侵害の有無、④その他考慮すべき要素、である。識別の結果、不当な域外管轄措置と認定された場合、国務院法治担当省庁は関係機関とともにこれを公告することができる。

本条は「条例」の最も重要な条項の一つであり、中国が外国の不当な域外管轄措置を識別し対処するための手続的枠組みを構築するものである。四つの判断要素は、当該措置の「不当性」を総合的に評価する基準であり、いわゆる「ロングアーム管轄」の判断とも整合する。特に第②項の「当該行為と外国との間の関連の適切性」は、一部の国による内国法の過度な域外適用を直接的に問題視するものである。例えば、特定の国の輸出管理規則を外国主体に適用する場合、その適切性は、同国の主体、同国由来の技術や成分が当該取引における関与度等を総合的に考慮し、当該管轄主張が合理的範囲を超えるか否かにより判断される。

さらに、本条は阻断措置および免除制度を確立している。特定の外国措置が不当な域外管轄と認定された場合、国務院法治担当省庁は公告を発し、いかなる組織および個人も当該措置を実行またはその実行を支援してはならないよう命令することができる。他方、同条では免除のルートも設けられており、やむを得ず実行する必要がある場合には、国務院法治担当省庁に申請し、承認を得た範囲内で実行することができる。この免除制度は条例の柔軟性を確保し、企業に対して一定の救済手段を提供する。

(三) 第 8 条: 悪意のあるエンティティリスト制度

「条例」第 8 条は、同条例において最も強力な制裁手段である悪意のあるエンティティリスト制度を設定した。すなわち、国務院の関係省庁は、「外国の不当な域外管轄措置の実施を進め、または実施に関与した外国の組織および個人を悪意のあるエンティティリストに掲載することができる」上で、「反外国制裁法」等に基づき報復措置および制限措置を講じることができる。既存の「信頼できないエンティティリスト」が主として中国の国家安全保障及びサプライチェーンの安全保障を害する主体を対象とするのに対し、悪意のあるエンティティリストは専ら不当な域外管轄措置の実施の推進者または実施の関与者を対象としており、これが両リストの違いである。

本条に列挙される報復措置は 9 種類に及び、その範囲は極めて広い。人的移動の制限(査証、入国、出国)、財産の凍結(各種財産の差押え、押収、凍結)、貿易制限(輸出入の禁止、投資の禁止、取引・協力の禁止)から過料まで、多層的な制裁体系を形成する。特に注目すべきは、第(四)号において「中国国内の組

組織および個人によるデータ・個人情報の提供、ならびに関連取引・協力の禁止または制限」が報復措置の一種として明示されている点である。これは、リスト掲載主体が中国国内のデータ資源にアクセスできなくなる可能性を意味し、中国市場のデータに依存する企業に重大な影響を与える。

特に要注意な点として、第 8 条第 3 項は制裁の貫通性を明確に規定した。すなわち、「前項に定める措置は、悪意のあるエンティティリストに掲載された組織・個人が実質的に支配し、または設立・運営に関与した組織にも適用され得る」という内容である。この規定は、「規定」第 15 条第 3 項および「反外国制裁法」第 5 条第(四)号の趣旨を踏襲している。したがって、外国の企業が悪意のあるエンティティリストに掲載された場合、その中国国内外の合併会社、完全子会社、駐在員事務所等についても、「実質的支配または設立・運営への関与」が認定されれば、同様の報復措置が連带的に適用される可能性がある。

(四) 第 13 条: 実行禁止令制度

「条例」第 13 条が創設した実行禁止令制度は、強い直接的な効果を有する条項である。外国の不当な域外管轄措置を実行またはその実行を支援した組織および個人に対し、國務院法治担当省庁は直接に実行禁止の決定を行うことができる。すなわち、仮に外国の政府機関が中国企業に不利な措置を打ち出した場合であっても、当該措置が「不当な域外管轄」に該当すると認定されれば、中国国内のいかなる組織および個人もその実行を行ってはならない。これに違反した場合、行政処罰のみならず刑事責任を問われる可能性がある。

二、 多国籍企業の主要リスクとコンプライアンス上の課題

産業チェーン・サプライチェーンの安全保障に関する國務院の規定」、「反外国不当域外管轄条例」の施行により、多国籍企業は多層的なコンプライアンス上の課題に直面する。主なリスクのシーンを以下整理する。

リスク一: 二重コンプライアンス衝突の激化。外国の輸出管理規則、各種制裁措置等は、中国の「規定」および「条例」と直接衝突する可能性がある。多国籍企業は「外国法の強制力」を理由として中国法上の責任を無条件で免れることはできない。仮に多国籍企業が他国の一方的制裁や強制命令を受け、中国サプライヤーへの支払の遅延、受領拒否、契約終了などを講じる場合は、中国法上のリスクを同時に検討する必要がある。

リスク二: グループ企業の貫通的連帯責任。中国における外資独資企業、合併会社、代表処等は、国外の親会社による「実質的支配または設立・運営への関与」の対象として認定される場合、連帯して中国の制裁対象となる可能性がある。

リスク三: データ越境移転に対する二重規制。国外の親会社が、中国現地法人に対して、中国制裁の対象やセンシティブな業界に関するサプライチェーンのデータ、取引記録、技術情報等の提供を要求する場合、既存の中国「データセキュリティ法」および「個人情報保護法」の一般要件に加え、「規定」第 13 条および「条例」第 8 条第(四)号の特別規制にも注意が必要である。特に、「条例」第 8 条により、悪意のあるエンティティリストに掲載された者へのデータ提供は禁止される可能性がある。

リスク四: サプライチェーン情報収集とデューデリジェンスのコンプライアンスリスク。多国籍企業が母国のコンプライアンス要請や顧客監査に対応するために、中国サプライヤーに関する情報を体系的に収集・整理する行為は、中国の関係法令に従う必要があり、さもなければ、中国当局により「産業チェーン・サプライチェーンに関する調査等の情報収集活動」と認定される可能性がある。その結果、「規定」第 13 条の適用対象となる。

リスク五：悪意のあるエンティティリスト及び実行禁止令の厳しい罰則。「条例」第 8 条の悪意のあるエンティティリストに掲載された場合、または第 13 条の実行禁止命令に違反した場合、企業の中国における投資、取引、協力、データ取得はいずれも実質的に遮断される可能性があり、また、役員の中国入国および滞在資格も制限され、中国における生産運営、技術開発、市場開拓は全面的に阻害され、ブランドバリューやビジネス関係にも重大な影響が及ぶ可能性がある。

三、 多国籍企業の対応戦略

複雑化・厳格化する二重規制体系に対応するため、多国籍企業は制度レベルで包括的なコンプライアンス枠組みを構築する必要がある。具体的、以下のとおり提言する。

第一に、中国におけるサプライチェーンのコンプライアンス体制を再点検し、サプライチェーン構造を整理する。内部評価メカニズムを構築し、中国関係当局が策定する産業チェーン・サプライチェーンの重要分野リスク、不当域外管轄措置リストを継続的にフォローすることを通じて、中国における事業運営が中国法規に適合するよう確保する。特に、仮に外国法と中国法の衝突が起きた場合、中国法の専門意見を速やかに取得するよう推奨する。必要に応じて、「条例」第 6 条に基づき免除申請を検討する。

第二に、情報収集およびデータ越境移転を慎重に管理する。国外の親会社が制裁対象者に関するデータ提供を要求する場合、中国子会社はデータ提供の前に、データ移転の適法性および潜在リスクを全面的に評価する必要がある。

第三に、グローバル統合型のコンプライアンス報告および緊急対応体制を整備する。特定の地域における個別の取引が、表面的にはローカルな法的問題であっても、グローバルな法的問題に発展する可能性があることを認識する必要がある。内部報告体制を整備し、各地域の業務における各国の法律の潜在的衝突を本社コンプライアンス部署が迅速に把握し、適時に対応できるようにする。

最後に、今後の実施細則およびリストの動向を継続的に注視する。「規定」および「条例」は原則的規定が多く、今後、国务院の関係省庁が具体的な実施細則や運用ガイドラインを制定する可能性がある。これらの動向を持続的にウォッチし、コンプライアンス戦略を適時に調整する必要がある。

今般の「規定」と「条例」からの示唆として、中国で事業を行う多国籍企業にとっては、中国の新規制をグローバルコンプライアンス体制に組み込み、中国の対抗・阻断に関する法的ロジックを正確に理解することが不可欠である。これにより、複雑化する国際環境の中で安定的な経営を実現することが可能となると言えよう。

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問合せやご意見をおもちの方は newsletter@jtn.com までご連絡ください。
- 本誌の内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承ください。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>

TOPICS

- 张国栋律师就中国“反内卷”规定接受 JETRO 访谈
- 金诚同达荣膺 2026 年度钱伯斯大中华区法律大奖“年度客户服务奖”

法规速递

- 国务院公布《关于产业链供应链安全的规定》
- “两高”发布办理贪污贿赂刑事案件适用法律问题解释（二）
- 国务院公布《反外国不当域外管辖条例》
- 最高法发布审理侵害知识产权民事纠纷案件适用惩罚性赔偿解释

律师专栏

- 从跨国企业视角看中国国务院近期两部反制裁新法规 其二：《反外国不当域外管辖条例》核心条款解读以及企业应对建议

张国栋律师就中国“反内卷”规定接受 JETRO 访谈

中国作为世界第一制造业大国，具有全球最完整、规模最大的工业体系和强大的生产能力，但与此同时中国企业的过度竞争问题也非常严重。中国的过度竞争也被称为“内卷”。中国内卷现象近年来逐渐加剧，并导致了許多经济和社会问题，包括产能过剩、企业利润萎缩、就业率下降等。为了遏制内卷的加剧，中国政府开始采取各种对策。2025 年 6 月 1 日起施行的《中小企业款项支付条例》便是其中之一。

2025 年 9 月，北京金诚同达律师事务所高级合伙人张国栋律师接受 JETRO（日本贸易振兴机构）的访谈，就《中小企业款项支付条例》的理解与运用提出了意见。在对律师及专家进行访谈的基础上，JETRO 总结了反内卷政策实施的难点、前景，并为在内卷中面临挑战的日本企业提出了可以采取的对策（具体可参见 <https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2025/1201/3973804b3d9e9a0a.html>）。

金诚同达荣膺 2026 年度钱伯斯大中华区法律大奖“年度客户服务奖”

2026 年 5 月 15 日，国际权威法律评级机构钱伯斯（Chambers and Partners）举办颁奖盛典，现场揭晓 2026 年度钱伯斯大中华区法律大奖（中资律师事务所）（Chambers Greater China Region (PRC Firms) Awards 2026）最终获奖名单。金诚同达凭借卓越的服务品质与优异的客户口碑，荣膺年度客户服务奖（Client Service Award of the Year）。

此次荣誉的获得，既是钱伯斯对金诚同达专业服务的高度认可，更是广大客户长期信赖与支持的见证。金诚同达始终从客户立场出发，不仅于单一业务层面提供高水准服务，更擅于整合资源，为复杂商业活动提供综合性、创新性解决方案。这份荣誉属于每一位与我们同行的客户，未来我们将继续以卓越服务回馈信任，携手共创价值。

国务院公布《关于产业链供应链安全的规定》

2026 年 4 月 7 日，国务院公布《关于产业链供应链安全的规定》（下称《规定》），自公布之日起施行。

依据《规定》，外国组织、个人违反正常的市场交易原则，中断与公民、组织的正常交易，对中国公民、组织采取歧视性措施或者实施其他行为，对中国产业链供应链安全造成实质损害或者产生实质损害威胁的，国务院有关部门有权开展产业链供应链安全调查。

根据调查结果，国务院有关部门可以对外国组织、个人采取以下措施：

- ① 禁止或者限制其从事与中国有关的进出口活动
- ② 禁止或者限制其在中国境内投资
- ③ 禁止或者限制中国境内的组织、个人与其进行有关交易、合作等活动
- ④ 禁止或者限制相关人员、交通运输工具等入境
- ⑤ 取消或者限制相关人员在中国境内工作、停留或者居留资格等措施。

有关措施可以适用于外国组织、个人实际控制或者参与设立、运营的组织。

（链接：https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content_7064837.htm）

“两高”发布办理贪污贿赂刑事案件适用法律问题解释（二）

2026 年 4 月 10 日，最高人民法院、最高人民检察院共同发布《关于办理贪污贿赂刑事案件适用法律若干问题的解释（二）》（下称《解释》），自 5 月 1 日起施行。《解释》主要内容如下。

1. 进一步明确单位受贿罪、单位行贿罪等定罪量刑标准，完善斡旋受贿、介绍贿赂、挪用公款等认定规则，健全特定财物真伪鉴定和价格认定规则，细化预期收益型受贿数额认定规则，依法加大对新型隐性腐败的惩治力度。

2. 明确非国家工作人员受贿罪、对非国家工作人员行贿罪、职务侵占罪、挪用资金罪定罪量刑标准分别参照受贿罪、行贿罪（单位行贿罪）、贪污罪、挪用公款罪定罪量刑标准执行，落实对不同所有制企业依法平等保护。

3. 完善积极退赃认定规则，鼓励犯罪分子积极退赃，避免、减少损害结果的发生。完善违法所得追

缴规则，加大对违法所得追缴力度。

（链接：<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/497181.html>）

国务院公布《反外国不当域外管辖条例》

2026年4月13日，国务院公布《中华人民共和国反外国不当域外管辖条例》（下称《条例》），自公布之日起施行。

根据《条例》，国务院法治部门（司法部）会同其他有关机关开展外国不当域外管辖措施识别工作。经识别，有关措施构成外国不当域外管辖措施的，国务院法治部门可以予以公告。

任何组织、个人不得执行或者协助执行外国不当域外管辖措施。任何组织、个人执行或者协助执行外国不当域外管辖措施，侵害中国公民、组织合法权益的，中国公民、组织可以依法向人民法院提起诉讼，要求停止侵害、赔偿损失。

国务院法治部门可以对执行或者协助执行外国不当域外管辖措施的组织、个人作出禁止执行外国不当域外管辖措施的决定（下称禁执令）。有关组织、个人应当遵守禁执令。违反禁执令的，国务院有关部门可以责令改正，禁止或者限制其从事政府采购、招标投标以及有关货物、技术的进出口或者国际服务贸易等活动，禁止或者限制其从中国境外接收或者向中国境外提供数据、个人信息，禁止或者限制其出境入境、在中国境内停留居留，处以罚款等。

（链接：https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content_7065398.htm）

最高法发布审理侵害知识产权民事纠纷案件适用惩罚性赔偿解释

2026年4月20日，最高人民法院发布《关于审理侵害知识产权民事纠纷案件适用惩罚性赔偿的解释》（下称《解释》），自2026年5月1日起施行。《解释》中值得企业关注的主要内容如下。

1. 在知识产权民事诉讼中，正常情况下原告最晚应当在一审法庭辩论终结前提出惩罚性赔偿请求。

2. 除法律另有规定外，就不正当竞争行为，原告仅可以针对被告故意实施侵犯商业秘密的行为请求惩罚性赔偿。

3. 以被告的违法所得或者侵权获利作为惩罚性赔偿计算基数的，可以参照营业利润确定。被告以侵害知识产权为业的，可以参照销售利润计算。利润率无法确定的，可以参照统计部门、行业协会等公布的同时期、同行业的平均利润率或者权利人的利润率计算。

（链接：<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/497911.html>）

从跨国企业视角看中国国务院近期两部反制裁新法规

其二：《反外国不当域外管辖条例》核心条款解读以及企业应对建议

杨诺律师

近年来，全球科技竞争日趋白热化，“长臂管辖”、单边制裁等对跨国企业的供应链的影响越

来越显著。2026年4月，中国两部重要的反制裁相关行政法规先后公布出台，引发社会各界广泛关注，一是《国务院关于产业链供应链安全的规定》¹（国务院令 第834号，以下简称“《规定》”），二是《中华人民共和国反外国不当域外管辖条例》²（国务院令 第835号，以下简称“《条例》”）。两者的相继出台，标志着中国在供应链安全与反“长臂管辖”领域，构建起了“识别—阻断—反制—救济”的制度闭环，将对在华跨国企业的经营活动产生深远影响。

本系列将从跨国企业的实务视角出发，深度解析两部法规的核心条款与协同逻辑，识别关键风险场景，并探索切实可行的合规路径。本文作为本系列的第二部分，对《中华人民共和国反外国不当域外管辖条例》的核心条款进行解读，并就跨国企业的应对策略提出建议。

一、《条例》核心条款解读

（一）第4条：中国域外管辖权的宣告与“适当联系”标准

《条例》第4条规定，中国政府有权对“与中国存在适当联系的行为”实施域外管辖措施。对于在华拥有生产基地、研发中心、销售网络的跨国企业，其全球经营活动几乎不可避免地会与中国存在“适当联系”。例如，产品或服务涉及中国原材料、技术；交易一方为中国实体；交易标的物或相关数据位于中国境内；交易对中国市场、中国供应链存在实质性影响等。这些情形均有可能触发中国政府的管辖权主张。

该条第二款规定，当外国国家对中国有权管辖的同一行为主张管辖权时，双方可以在共同遵守国际法和国际关系基本准则的基础上，“通过缔结条约或者经外交途径、主管部门协商等解决”。这意味着当中国与美国、日本等国家就同一行为均主张管辖时，各方需通过外交或主管机关协商解决，这为跨国企业在面临多方法律冲突时提供了一定的缓冲空间。但在协商达成一致前，企业仍需遵守中国法律及《条例》规定，不得擅自执行可能违反中国法律的外国指令。整体上，第4条的宣示意义大于实际规制意义，但本条为后续第6条（识别标准）、第8条（恶意实体清单）等具体制度的适用提供了原则依据。

（二）第6条：不当域外管辖措施的识别机制与禁执义务

《条例》第6条重点规定了不当域外管辖的识别机制，其原文明确：国务院法治部门会同有关机关开展不当域外管辖的识别工作，在识别过程中可依法开展调查、磋商等相关工作；任何组织、个人均有权向国务院法治部门或有关机关提出识别建议。同时，本条明确了识别不当域外管辖的判断标准，分别是：该域外管辖措施是否违反国际法与国际关系基本准则；该措施与实施管辖的外国之间是否存在适当联系；该措施是否危害中国主权、安全、发展利益，是否损害中国公民、组织的合法权益，及其他应当考虑的因素。经识别，被认定为构成不当域外管辖的措施，国务院法治部门会同有关机关可予以公告。

本条是《条例》最核心的条款之一，构建了中国识别和应对外国不当域外管辖措施的程序性框架，明确了识别的要素标准。这四个要素是评估外国某项域外管辖措施是否构成“不当”的综合判断标准，与“长臂管辖”的判断逻辑相呼应。尤其值得关注的是第（二）项“被外国国家域外管辖的行为与该国的联系是否适当”，这一标准直接针对某些国家将国内法效力过度延伸至域外的做法。例如，在适用此标准评估一国的出口管制法规对外国主体施加的管辖是否适当时，需综合考量该国

¹ https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content_7064837.htm

² https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content_7065398.htm

主体、源自该国的成分或该国技术在相关交易中的实际参与程度，判断该国主张管辖权与境外交易之间的联系是否超出合理范围。

本条还确立了阻断措施与豁免制度。一旦某项外国措施被认定为不当域外管辖措施，国务院法治部门可以予以公告，禁止任何组织和个人不得执行或协助执行该措施。同时，本条设置了豁免通道，确需执行的，可向国务院法治部门申请，经同意后可以在特定范围内执行。这一豁免制度体现了条例的灵活性，为企业应对合规困境提供了救济途径。

（三）第 8 条：恶意实体清单制度

《条例》第 8 条设立了该条例中最为严厉的制裁工具——恶意实体清单制度。该条明确，国务院有关部门“可以将推动实施或者参与实施外国不当域外管辖措施的外国组织、个人列入恶意实体清单”，并依据《反外国制裁法》等采取反制和限制措施。与既有的《不可靠实体清单规定》侧重于针对危害中国国家安全以及供应链安全的实体不同，“恶意实体清单”专门针对推动或参与实施外国不当域外管辖措施的主体，这是两个清单的区别所在。

本条列举的反制措施多达九类，涵盖面极广：从人员流动限制（签证、入境、出境）、财产冻结（查封、扣押、冻结各类财产）、贸易限制（禁止进出口、禁止投资、禁止交易合作）到罚款等，形成了全方位、多层次的制裁体系。特别值得关注的是，第（四）项明确将“禁止或者限制中国境内的组织、个人向其提供数据、个人信息，与其进行有关交易、合作等活动”列为一类反制措施，意味着被列入清单的实体将可能无法获取中国境内的数据资源，这对于依赖中国市场数据的企业将产生重大影响。

尤其需要警示的是，第 8 条第三款明确规定了穿透式制裁：“前款规定措施还可以适用于列入恶意实体清单的组织、个人实际控制或者参与设立、运营的组织”。这一穿透条款与《规定》第 15 条第三款、《反外国制裁法》第 5 条第（四）项的立法思路一脉相承。换言之，一家外国公司若被列入恶意实体清单，其在中国境内外的其他合资企业、独资子公司、代表处等，只要被认定为由其“实际控制或者参与设立、运营”，均可能被连带适用同样的反制措施。

（四）第 13 条：禁执令制度

《条例》第 13 条创设的“禁执令”制度，具有很强的直接效果。针对执行或协助执行外国不当域外管辖措施的组织和个人，国务院法治部门可直接作出禁止执行的决定。这意味着：即便某外国政府机构作出了对中国企业不利的措施，如果该措施被识别为“不当域外管辖”，中国境内任何组织和个人都不得在中国境内执行该措施，否则将面临行政处罚甚至刑事责任。

二、 跨国企业的核心风险与合规挑战

《国务院关于产业链供应链安全的规定》、《反外国不当域外管辖条例》的相继施行，给跨国企业带来了多层面的合规挑战，主要风险场景包括：

风险一：双重合规冲突的激化。如外国的出口管制条例、各类制裁措施等，可能与中国《规定》《条例》的要求直接抵触。跨国企业难以以“外国法律强制要求”为由当然豁免中国法下的责任。假如跨国企业接到其他国家单边制裁或强制指令，采取向中国企业延迟付款、拒收货物、终止合同等行为时，需要考虑中国法的风险。

风险二：集团公司的穿透式连带责任。在华外商独资企业、合资公司、代表处等，只要被认为由境外母公司“实际控制或参与设立、运营”，均可能被连带受到中国的制裁。

风险三：数据跨境传输的双重规制。境外母公司要求中国境内子公司传输涉及受中国制裁实体或敏感行业的供应链数据、交易记录、技术参数时，除须满足既有的中国《数据安全法》《个人信息保护法》的一般要求外，还需注意《规定》第13条和《条例》第8条第（四）项的特别限制。尤其根据《条例》第8条，对被列入恶意实体清单的境外主体提供数据可能将被禁止。

风险四：供应链信息收集与尽职调查的合规风险。跨国企业为满足母国合规要求或客户审计而开展的对中国供应商信息的系统收集和整理，应当符合中国有关法律法规，否则可能被中国监管机构认定为“与产业链供应链相关的调查等信息收集活动”，进而触发《规定》第13条的规制。

风险五：恶意实体清单和禁执令的严厉罚则。一旦被列入《条例》第8条的恶意实体清单或违反第13条禁执令，企业在华投资、交易、合作、数据获取可能均将面临实质性阻断，高管入境与在华居留资格受限，在华生产经营、技术研发及市场拓展可能全面受阻，品牌声誉和商业合作也可能遭受严重影响。

三、 跨国企业的应对策略

面对日趋复杂和严格的双重法规体系，跨国企业需要主动从制度层面构建完整的合规应对框架。具体建议如下：

第一，建议跨国企业重新审视在华供应链合规体系，梳理在华供应链布局，建立内部评估机制，密切跟踪有关部门制定的产业链供应链的关键领域清单、不当域外管辖措施清单等，确保在华运营严格遵守中国法规要求。特别是在面临外国法律与中国法规冲突的情形下，建议及时寻求中国法专业法律意见，必要时依据《条例》第6条考虑主动向国务院法治部门申请豁免。

第二，审慎管理信息收集与数据跨境流动事宜，当境外母公司要求中国境内子公司传输涉及受制裁实体的数据信息时，子公司应在提供数据前全面评估数据传输的合规性与潜在风险。

第三，健全全球一体化的合规报告与应急响应机制。应充分认识到，某个地区的某项交易表面上是一个独立的当地法律问题，但完全有可能演化成更为复杂的全球法律合规问题。企业应建立有效的内部报告机制，确保全球法律合规部门能够及时获悉各地业务中可能产生各国法律冲突的情况，并及时介入。

最后，关注后续实施细则与清单动态。《规定》及《条例》较为原则性，后续不排除国务院有关部门出台具体的实施细则、操作指南的可能性，建议持续关注相关动态，及时调整合规策略。

从本次《规定》与《条例》可以看出，对于在华跨国企业而言，唯有将中国新规嵌入全球合规体系，主动理解和适应中国反制与阻断的法律逻辑，才能在日益复杂的国际局势中实现可持续的稳健经营。

- 本期刊免费阅读。
- 如有任何咨询或意见，请联系 newsletter@jtn.com。
- 请注意，由于本刊内容具有普遍性，对于基于刊载内容所进行的商业活动造成的损失，本所概不负责。
- 此外，本期刊由本事务所以 PDF 文件形式发布，如需未经修改 PDF 文件全文（包括页眉）进行传播，本事务所予以许可，其他情况请与我司协商。

[http:// www.jtn.com/JP](http://www.jtn.com/JP)